

羽田博樹税理士事務所通信



(はたひろき)

平成30年9月号 vol.47



一ヶ月くらい前にちょっとしたお買い物をしました。脈拍数と歩数などで日々の活動量を計測してくれるという器具。手首に巻くベルト式のもので、実は少し前から足首が痛く、ほぼ走れない日々が続いており、この新しく購入した器具で地道に毎日1万歩以上の歩数を目指し、カロリーコントロールもしながら、体形維持に努めています。大濠公園を颯爽と走っているランナーを見ると、せっせと歩く自分はずっかり年を取ってしまったなあと感じるこの頃です(;▽;)。秋にはジョグぐらいできるまでには復活したいものです。

”走る税理士”が教える今月の税務・会計・法務マメ知識



西日本豪雨など今年も全国各地で大きな災害が発生し、県の対策本部への義援金や、日本赤十字社等の募金団体に対する義援金など、様々な形で寄附をされた方、これからされる方が多いと思います。

このうち、募金団体が集めたものが最終的に被災地方公共団体に拠出されるものは、直接に地方公共団体への寄附でなくても”ふるさと納税”の対象となります。

”募金団体への義援金もふるさと納税の対象、ただしワンストップ特例の対象外なので申告が必要”

募金団体に支払った義援金が「ふるさと納税」の対象になることにより、寄附金控除により所得税と住民税から税額控除を受けることができます。ただし、次の点にご注意ください。

- ①通常のふるさと納税とは異なり、地方公共団体からは受領証が発行されません。次のいずれかの書類を確定申告用に保管してください。
 - ・募金団体発行の受領書(最終的に義援金が被災地へ拠出されると示されているもの)
 - ・振込依頼書の控え又は郵便振替の半券 + 募金団体のHPの写し等で振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを示した書類
- ②平成27年4月から、ふるさと納税をした地方公共団体が5以下である方は、確定申告をしなくても、寄附金控除を受けれる”ワンストップ特例”がスタートしています(ただし、医療費控除があるなど他の理由で確定申告をする方は対象外)。この募金団体に支払った義援金は、ワンストップ特例の対象にはなりませんので、確定申告をする必要があります。

「今月の本の紹介」

「ブレイン フィットネス パイブル」
(高山 雅行、杉浦 理砂 著・幻冬舎)

睡眠時間を削ってまで、仕事勉強をしたり、さらにはマラソントレーニングからの飲酒。この本を読むと、特に30代から40代前半は、脳のケアをまったくせずに歩んだ人生だったなと反省させられます(笑)

食生活から睡眠、社会活動など各場面で、自分の脳と対話しストレスをうまく除去しながら、脳を労わっていくことが、今後の幸せな人生のコツかなと思いました。

さあ、今日から筋力トレーニングに加え、ブレインフィットネス!!

「気まぐれ簡単レシピ」

<タイ風さつまあげ>

- ・むきエビ 150g →粗く刻み塩・酒で下味
- ・パン粉100g →つぶす
- ・パクチー 適量、ネギ 10cm、しょうが 1かけ →みじん切り
- ・オイスターソース 大1/2、一味とうがらし 小1、ナンプラー 小1、とろろ 1コ、片栗粉 大2 (A)

①ボールに全ての材料と(A)を入れよく混ぜる。

②フライパンに1cm油を入れ、大きめのスプーンで丸めたタネを落とし入れ揚げる。

③スイートチリソースなどでいただきます!

【調理師ハタモン】

(連絡先)

TEL 092-791-4296

E-MAIL hata-tax@tkcnf.or.jp

FAX 092-791-4298

〒810-0074 福岡市中央区大手門3-5-10第2井原ビル301号 羽田博樹税理士事務所